



社会福祉法人 新栄会

新栄会はすべての事業において“ヒューマン・カール・ピエ”を提供します

社会福祉法人 新栄会の事業



第一種社会福祉事業

東京都内で保護施設の運営を行っています。



第二種社会福祉事業

無料低額診療事業、介護老人保健施設、老人居宅介護事業、児童厚生施設・放課後児童健全育成事業、宿泊所など



公益事業

路上生活者自立支援センター、就労支援事業、金銭管理支援事業、居宅介護支援事業、通所リハビリテーション、地域包括支援センター



児童福祉事業（第二種社会福祉事業）

新栄保育園、オルト保育園、しんえい子ども園もくもく、
新宿区立富久町保育園、新宿区立富久町児童館・学童クラブ、しんえい学童クラブもくもく

生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度ホームページ(厚生労働省)

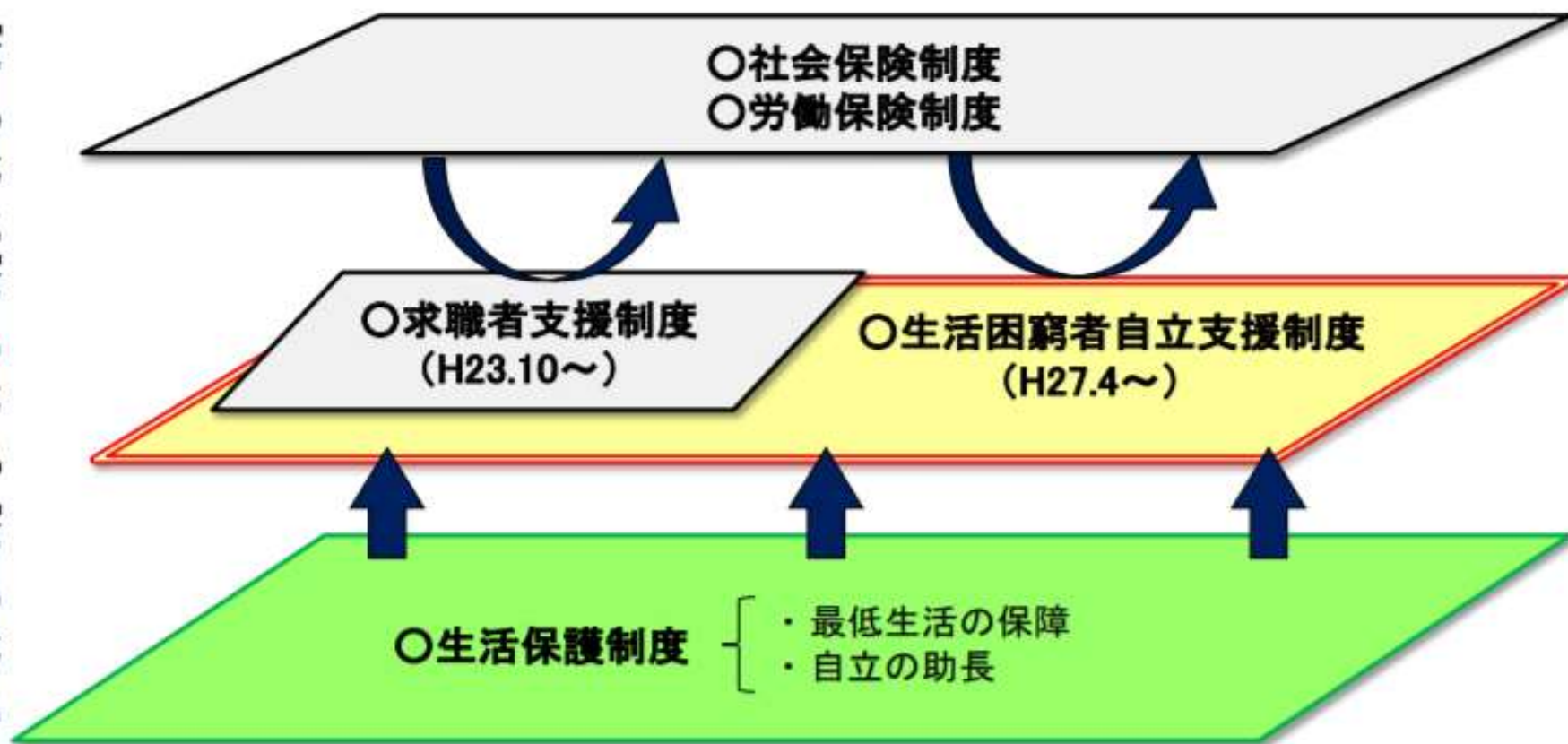
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

出典

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

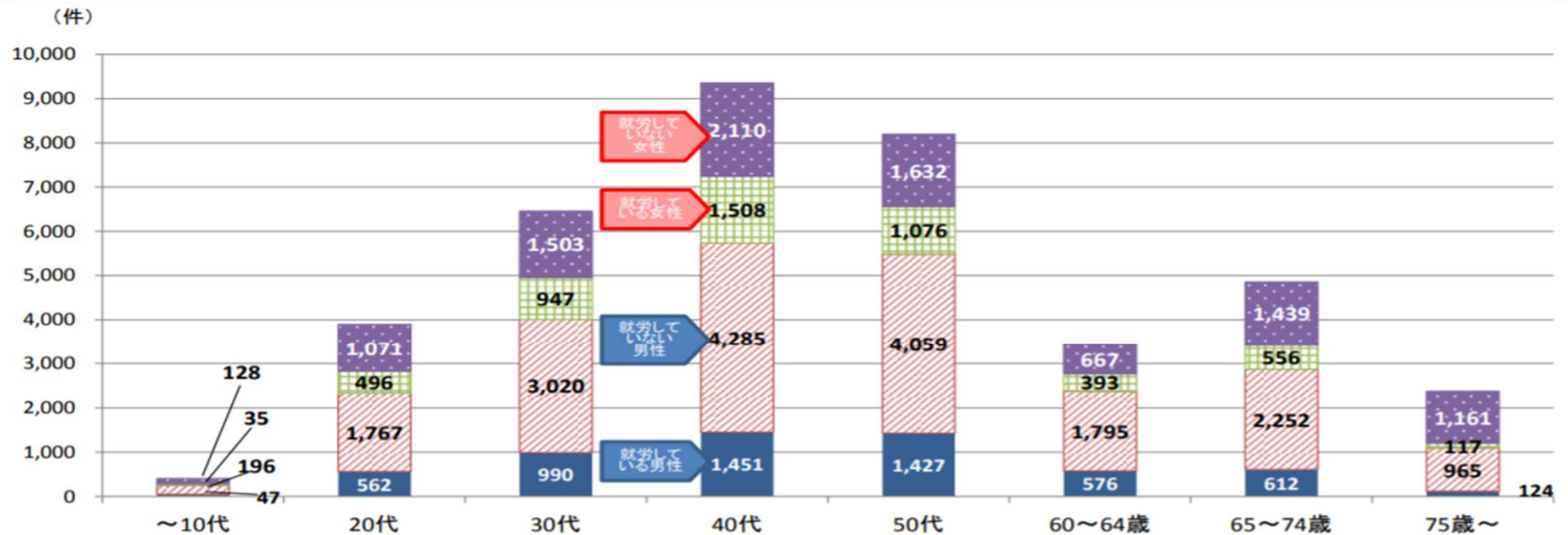
最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況等）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
 - ・ 全体の約28.0%が就労している（男性で約24.0%、女性で約34.6%）。
 - ・ 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。



(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

出典 平成30年5月31日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援制度の意義と制度見直し資料より

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

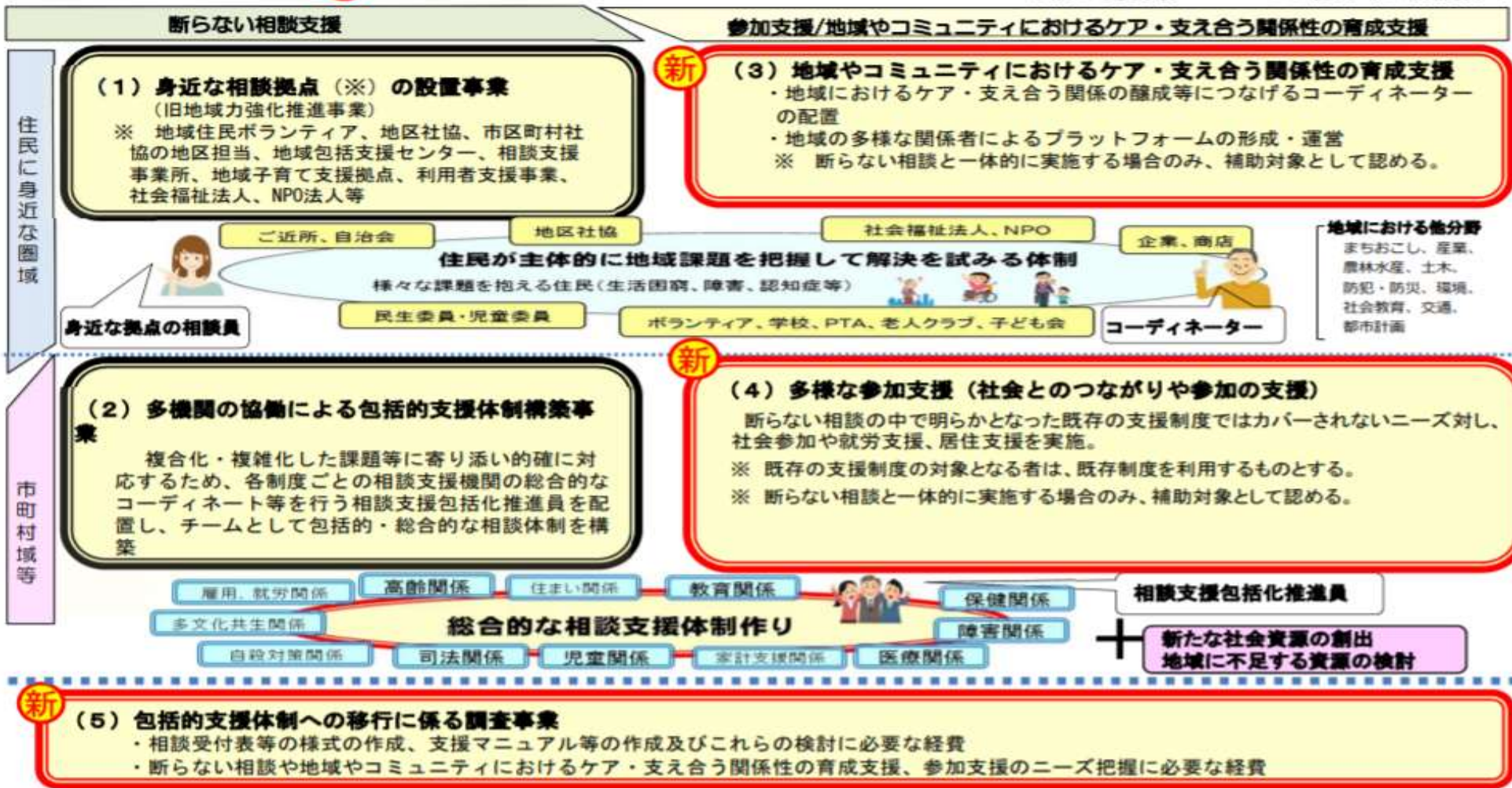
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

令和2年度概算要求額	58億円（250自治体）
令和元年度予算	28億円（200自治体）
平成30年度予算	26億円（150自治体）

実施主体：市町村（200→250か所）
拡充



出典 厚生労働省社会・援護局 令和元年度生活困窮者自立支援制度ブロック会議説明資料より

新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減少し
生活に困窮する方へ
生活資金でお悩みの方へ

生活福祉資金の特例貸付

緊急小口資金

緊急・一時的に生活費が必要な方

総合支援資金

生活再建までの間の生活費が必要な方

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方へ、特例貸付を実施します。

住居を失うおそれがある方へ

住居確保給付金

離職・廃業から2年以内の方
または
休業等により収入が減少し、
離職・廃業と同程度の状況にある方

に対して、原則3か月(最大9か月)、
家賃相当額を自治体から家主さんに支給
します。

令和3年1月1日以降は最長で12か月まで延
長することが可能になります。

※令和2年度中に新規申請して支給を開始した方に限ります。

[詳しくはこちら⇒](#)

生活福祉資金の特例貸付
制度概要

緊急小口資金

当座の生活のための
緊急かつ一時的な
生活費が必要な方

手続きの流れ

申込・相談窓口

申込書

よくある質問

総合支援資金

生活再建までの
一定期間の
生活費が必要な方

手続きの流れ

申込・相談窓口

申込書

よくある質問

緊急小口資金の労働金庫と取扱郵便局での対応
は令和2年9月30日(水)で終了しました。

個人向け緊急小口資金
・総合支援資金相談 コールセンター

0120-46-1999

受付時間 9:00~21:00(土日・祝日含む)

住居確保給付金
制度概要

対象者、支給額について

手続きの流れ

申請から支給決定、入金までの流れ

申請・相談窓口

お住まいの地域の窓口、支給上限額

よくある質問

住居確保給付金相談
コールセンター

0120-23-5572

受付時間 9:00~21:00(土日・祝日含む)

令和元年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計表 (4 月 ~ 3 月累計)

出典 厚生労働省ホームページ
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果についてより
抜粋

都道府県	実施主体	種別	対象地区人口 (30.1.1)	新規相談受付件数	10万人あたり	プラン作成件数	10万人あたり	就労支援対象者数	10万人あたり	法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数	うち就労支援対象プラン作成者分	増収者数	うち就労支援対象プラン作成者分
										住居確保	一時生活	家計相談	就労準備	就労訓練	自立就労	生活資金貸付	生保就労自立				
東京都	東京都	都道府県	13,074,168	29,812	19.0	8,567	5.5	5,438	3.5	1,124	1,378	1,786	927	31	4,224	62	2,277	3,485	2,945	914	707
	八王子市	中核市	563,178	1,722	25.5	490	7.3	385	5.7	32	0	76	50	29	382	1	172	199	182	64	62

住居確保給付金の申請等件数と支給済額の状況 4~6月 累計

出典 厚生労働省
第1回住まい支援の連携強化のための連絡協議会より抜粋

東京都	申請件数	受給者数
		26,341

自立相談の対象者

生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるもの。



生活保護以外の方どなたでも

「断らない」相談支援

相談の特徴

応急の対応

生活保護

シエルター

診療
無料低額

貸し付け

食糧支援

就労
住み込み

日払い就労

支援事業
一時生活

給付金
住居確保

自立相談支援事業

他機関につなぐ

プラン作成

情報提供

職業紹介事業
住み込み就労・無料

転宅支援

TOKYO
チャレンジネット

東京都生活再生
相談窓口

社協貸し付け

子どもの学習
生活支援事業

家計改善支援事業

一時生活支援事業

生活保護受給者等就
労自立促進事業

就労準備支援事業

住居確保給付金

就労支援

相談者の特徴

新課題

試行錯誤

長期化

複雑化

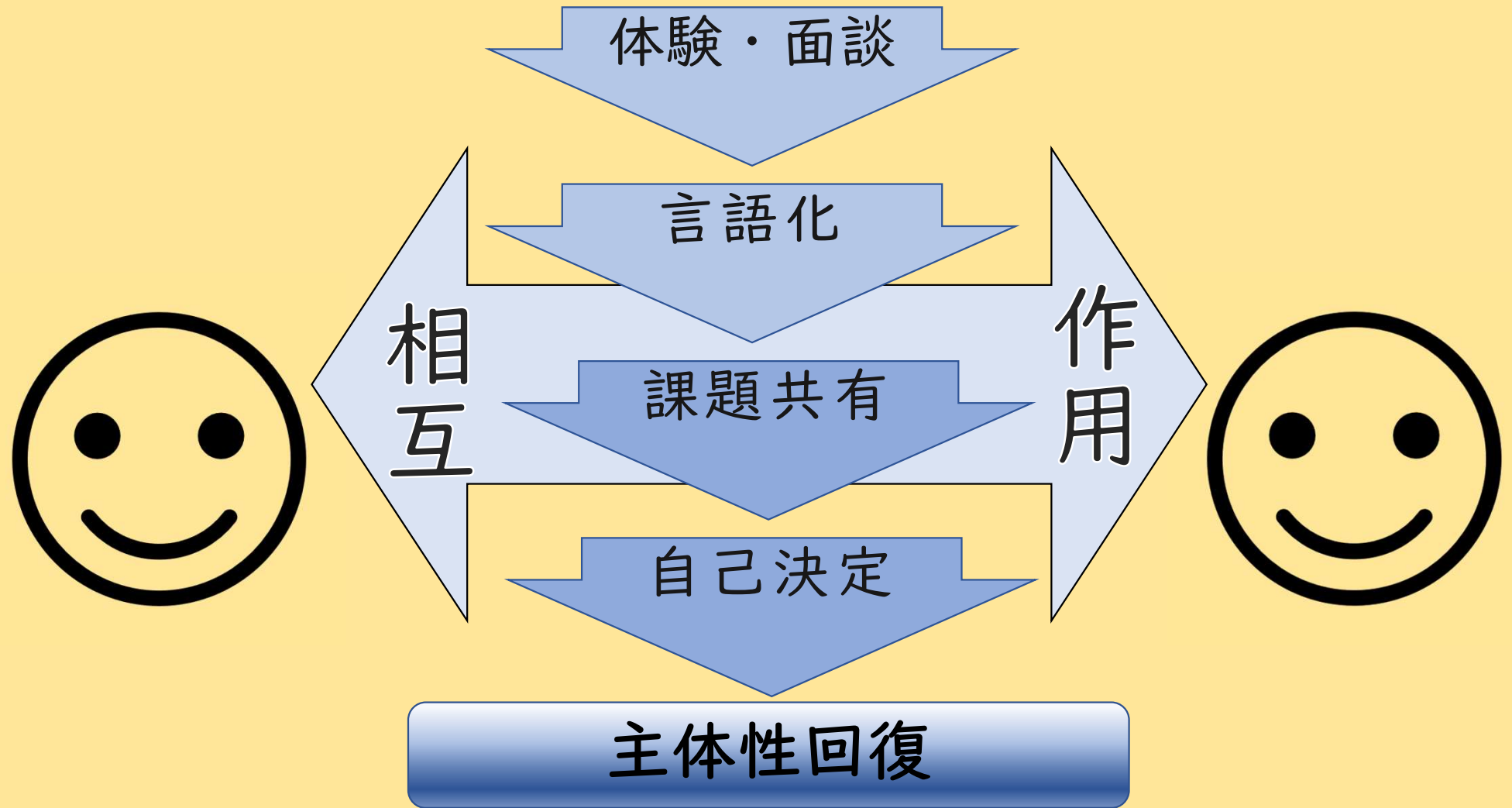
自立相談来所

孤立・自己肯定感

価値・尊厳

つながり・自己肯定感

アセスメントから課題解決へ



相談の特徴

自己肯定感低下

孤立

安心

関係性

同行支援

肢体的選択
の提案

自己決定

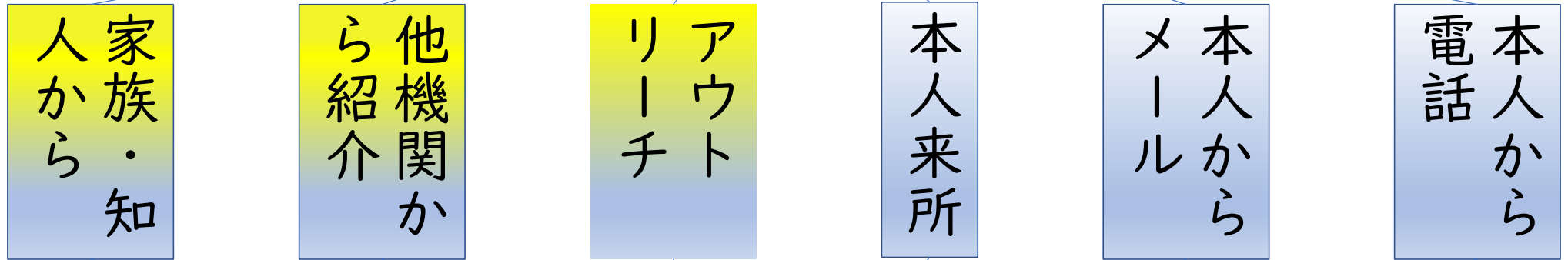
つなぐ

つなぎ直す

自立相談
チームで

関係機関を
巻き込む

相談方法



相談開始

制度の特徴

誰にでも起きうる

対策広く浅く

つなぐ人・場所

チーム支援

一時的

地域課題の解決

制度の
はざま

制度横
断的

伴走型

支え合
う地域

本人を中心に据えた支援と地域づくり

